おいしいならジビエ提供店登録規程

（目的）

第１条　奈良県は、県内産の安全・安心な野生獣肉を用いた料理を提供する飲食店や宿泊施設など（以下「飲食店等」という。）を「おいしいならジビエ提供店」（以下「提供店」という。）として登録することにより、ならジビエの消費拡大と認知度向上を図る。

（定義）

第２条　この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　「ならジビエ」とは、以下の要件を全て満たすものとする。

ア　奈良県内で捕獲されたイノシシおよびニホンジカの肉

イ　食品衛生法等の法令を遵守した施設で処理されたもの

ウ　捕獲場所や捕獲者、解体処理日等が明らかなもの

エ　人の食用とするもの

（２）　「ならジビエ料理」とは、以下の要件を全て満たすものとする。

ア　食品衛生法等の法令を遵守した飲食店等で調理されたもの

イ　食材として用いるイノシシおよびニホンジカの肉が全てならジビエであるもの

（登録要件）

第３条　提供店の登録要件は、以下のとおりとする。

（１）県内に所在する飲食店等、もしくは奈良県にゆかりのある飲食店等であること

（２）食品衛生法等の関係法令を遵守していること、およびならジビエの生肉を提供していないこと

（３）日常的又は定期的に営業していること

（４）ならジビエ料理の提供を、年間３か月以上実施していること

（５）ならジビエの利用状況（仕入れ先や使用量等）や、ならジビエ料理の提供状況（料理名や提供食数等）に関する情報を、定期的に県に報告すること

（６）ならジビエに関する情報発信に協力すること

（７）公序良俗に反しないこと

（８）特定の政治、思想、宗教等のための活動や不当な利益を得るための活動を登録の目的にしないこと

（登録の申請）
第４条　提供店の登録を受けようとする飲食店等は、登録申請書（第１号様式）に、飲食店営業許可証の写しを添えて、知事に提出するものとする。

（審査）
第５条　知事は、前条により提出された登録申請書について、第２条および第３条の基準に基づいて審査を行う。
２　知事は、審査上必要な場合、申請者へのヒアリング及び現地調査を実施する。

（登録審査結果の通知）
第６条　知事は、前条の審査の結果、適切と認められる場合には、申請のあった飲食店等を提供店として登録する。
２　知事は、前項で登録された飲食店等（以下「登録店」という。）に対し、登録通知書（第２号様式）および登録証を発行するとともに、ホームページ上で公表する。

（登録期間）
第７条　登録期間は、登録日から１年を経過した日の属する年度の翌年度の５月３１日までとする。
２　登録期間を延長しようとする登録店は、第１２条に定める実績報告書（第６号様式）の提出時に、登録期間の延長の意思を表示するものとする。
３　知事は、実績報告書を受理し、適切と認める場合には登録期間を延長し、登録更新通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。
４　前項による延長期間については、通知日から１年を経過した日の属する年度の翌年度の５月３１日までとする。

（登録内容の変更）
第８条　登録店は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに登録内容変更申請書（第４－１号様式）により、知事に届け出なければならない。ただし、店名に変更があった場合は登録証を添えて届け出るものとする。
２　知事は、前項の届け出を行った登録店に対し、登録内容変更通知書（第４-２号様式）を発行するとともに、ホームページ上で公表する。なお、前項ただし書きに該当する場合は、変更後の店名で登録証を再発行するものとする。

（登録の取り下げ）
第９条　登録店は、登録要件を満たさなくなったとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに登録辞退届出書（第５号様式）に登録証を添えて、知事に届け出なければならない。

（登録取消）

第１０条　知事は、登録店について、次の各号に掲げる事項が認められる場合には、当該登録を取り消すことができる。

（１）　第９条に定める登録辞退届出書の提出があったとき

（２）　登録要件を満たさないことが明らかになったとき

（３）　虚偽の申請により登録を受けたとき

（４）　食品衛生法等の法令に違反したとき

（５）　登録期間終了後に、正当な理由なく、第７条第２項に定める登録更新を行わなかったとき

（６）　その他、提供店として適当でなくなったとき

２　登録を取り消された飲食店等は、速やかに登録証を知事に返納するものとする。

（登録取消猶予）

第１１条　登録店は、第３条（４）の登録要件を満たさないことが明らかになったものの、ならジビエ料理の提供可能な期間が年間３か月以上あった場合であって、登録取消の猶予を受けようとする場合は、速やかに登録取消猶予承認申請書（第７－１号様式）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、登録取消猶予承認申請書を受理し、ならジビエ料理の提供可能な期間が年間３か月以上あったと認める場合は、登録取消を猶予できるものとし、登録取消猶予承認通知書（第７－２号様式）により申請者に通知するものとする。

３　前項による猶予期間については、第３条（４）の登録要件を満たさないことが明らかになった日の属する年度の年度末までとする。

４　第２項の規定により登録取消を猶予された登録店（以下「登録取消猶予店」という。）は、第３条（４）の登録要件を満たしたときは、猶予期間が終了するまでに、実績報告書によりならジビエ料理の提供実績を知事に報告するとともに、登録期間延長の意思を表示するものとする。

５　知事は、実績報告書を受理し、適切と認める場合は、猶予していた登録取消を行わず、登録期間を延長し、登録更新通知書により、申請者に通知するものとする。

６　前項による延長期間については、猶予期間の属する年度の翌々年度の５月３１日までとする。

（登録取消猶予の特例）

第１１条の２　登録取消猶予店は、災害その他やむを得ない理由があるときは、登録取消猶予期間延長申請書（第８－１号様式）により、その猶予期間の延長を１年に限り申請することができる。

２　知事は、前条に基づく猶予期間の延長申請があった場合、その申請が適切であると認めるときは、登録取消猶予期間延長通知書（第８－２号様式）により、登録取消猶予期間の延長を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　登録店は、毎年５月３１日までに、実績報告書により、前年度のならジビエの利用状況やならジビエ料理の提供状況に関する情報等を、知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の実績報告書の内容を審査し、必要に応じて当該登録店へのヒアリング及び現地調査を実施できるものとする。

（その他）

第１３条　この規定に定めるものの他、必要な事項は、食農部豊かな食と農の振興課が別途定める。

附　則

この規程は、平成２８年１１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年１月２８日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年５月２０日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年５月６日から施行する。

附　則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

奈良県知事　殿

（住所）
（代表者氏名）

おいしいならジビエ提供店　登録申請書

「おいしいならジビエ提供店登録規程」第４条の規定により申請します。

記

1. 申請者の情報

法人名又は屋号					
住　　所	〒				
代表者・氏名					
担当者		職名		フリガナ 氏名	
連絡先	住　　所	〒			
	電話番号			FAX番号	
	E－mail				

（次ページに続く　1／3）

（第１号様式　続き）

店名：

２．お店の情報

店名	
住所	〒
業種	※和食店、洋食店、中華料理店、居酒屋、宿泊施設 等
電話番号	
FAX 番号	
定休日	
営業時間	
ホームページアドレス	
お店の紹介 （100 文字程度） ※HP に掲載するため、おすすめのならジビエ料理の説明・ＰＲもご記入ください。	

（次ページに続く　２／３）

（第１号様式　続き）

店名：

３．登録要件の確認

▼適合する項目に〇印をご記入ください

	県内に所在する飲食店等、もしくは奈良県にゆかりのある飲食店等である
	食品衛生法等の関係法令を遵守している ※ならジビエの生肉を提供していない
	日常的又は定期的に営業している
	ならジビエ料理の提供を、年間３か月以上実施していること
	ならジビエの利用状況（仕入れ先や使用量等）や、ならジビエ料理の提供状況（料理名や提供食数等）に関する情報を、定期的に県に報告できること

４．ならジビエの情報

ならジビエの 仕入先			
ならジビエの 年間利用量	イノシシ： ニホンジカ：		
提供している ならジビエ料理	料理名	提供時期	１食あたりの ならジビエ使用量

５．添付資料

・飲食店営業許可証の写し　　（　３／３　）

第２号様式（第６条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

奈良県食農部
豊かな食と農の振興課長

おいしいならジビエ提供店　登録通知書

年　　月　　日に申請のありました、「おいしいならジビエ提供店」への登録申請につきまして、「おいしいならジビエ提供店登録規程」第６条第１項に基づき下記のとおり登録いたしましたので、同条第２項に基づき通知します。

記

店名	
住所	
代表者名	
登録番号	
登録年月日	年　　月　　日
登録期間	年　　月　　日まで

第３号様式（第７条第３項関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

奈良県食農部
豊かな食と農の振興課長

おいしいならジビエ提供店　登録更新通知書

年　　月　　日に申請のありました、「おいしいならジビエ提供店」への登録更新申請につきまして、「おいしいならジビエ提供店登録規程」第７条第３項に基づき、下記のとおり登録更新いたしましたので通知します。

記

店名	
住所	
代表者名	
登録番号	
登録期間	年　　月　　日まで

第４－１号様式（第８条第１項関係）

年　　月　　日

奈良県知事　殿

（住所）

（代表者氏名）

おいしいならジビエ提供店　登録内容変更申請書

「おいしいならジビエ提供店登録規程」第８条第１項に基づき申請します。変更の内容は以下のとおりです。

※変更のあった項目のみご記入下さい

記

１．申請者情報

法人名又は屋号					
住所	〒				
代表者・氏名					
担当者		職名		フリガナ	
				氏名	
連絡先	住所	〒			
	電話番号			FAX番号	
	E－mail				

２．お店の情報

店名	
住所	〒
業種	
電話番号	
FAX番号	
定休日	
営業時間	
ホームページアドレス	
お店の紹介 （100文字程度）	

第４－２号様式（第８条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

奈良県食農部
豊かな食と農の振興課長

おいしいならジビエ提供店　登録内容変更通知書

年　　月　　日に申請のありました、登録内容の変更申請につきまして、「おいしいならジビエ提供店登録規程」第８条第２項に基づき、下記のとおり登録内容を変更いたしましたので通知します。

記

登録内容	変更前	変更後
登録番号		
登録年月日	年　　月　　日	
登録期間	年　　月　　日まで	

第５号様式（第９条関係）

年　　月　　日

奈良県知事　殿

（住所）
（代表者氏名）

おいしいならジビエ提供店　登録辞退届出書

「おいしいならジビエ提供店登録規程」第９条に基づき届け出します。

記

店名	
登録年月日	
辞退理由	
担当者 職名・氏名（ふりがな）	
電話番号	

第６号様式（第１２条第１項関係）

年　　月　　日

奈良県知事　殿

（住所）
（代表者氏名）

おいしいならジビエ提供店　実績報告書

（兼登録更新申請書）

「おいしいならジビエ提供店登録規程」第１２条第１項に基づき報告します。

記

期間	年　　月　　日～　　年３月３１日
店名	

１．ならジビエの仕入れ実績について

仕入れ時期	仕入れ先	獣種	仕入れ量	備考

（次ページに続く）

（第６号様式　続き）

店名：

２．ならジビエ料理の提供実績について

料理名	提供時期	提供食数	備考

３．特記事項

■登録更新申請について

▼登録期間が本年５月３１日までの登録店（登録または登録更新後、２年経過の登録店）のみ、登録更新を希望する場合は〇印をご記入ください。

	登録更新申請を希望します

第７－１号様式（第１１条第１項関係）

年　　月　　日

奈良県知事　殿

（住所）
（代表者氏名）

おいしいならジビエ提供店　登録取消猶予承認申請書

「おいしいならジビエ提供店登録規程」第１１条第１項に基づき申請します。

記

店名	
第３条（４）の登録要件※を満たさない理由等 （ならジビエ料理の提供が可能であった期間や、店舗でのならジビエ料理のＰＲ状況等についても併せてご記入ください。）	
担当者 職名・氏名（ふりがな）	
電話番号	

※第３条（４）の登録要件
ならジビエ料理の提供を、年間３か月以上実施していること

第７－２号様式（第１１条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

奈良県食農部
豊かな食と農の振興課長

おいしいならジビエ提供店　登録取消猶予承認通知書

年　　月　　日に申請のありました、「おいしいならジビエ提供店」の登録取消猶予承認申請につきまして、「おいしいならジビエ提供店登録規程」第１１条第２項に基づき、下記のとおり登録取消の猶予について承認いたしましたので通知します。

なお、登録期間が本年度５月３１日までとなっている店舗につきましては、下記の登録期間まで登録しているものと見なします。

記

店名	
住所	
代表者名	
登録番号	
登録年月日	年　　月　　日
登録取消 猶予期間	年　５月３１日まで

第８－１号様式（第１１条の２第１項関係）

年　　月　　日

奈良県知事　殿

（住所）
（代表者氏名）

おいしいならジビエ提供店　登録取消猶予延長承認申請書

「おいしいならジビエ提供店登録規程」第１１条の２第１項に基づき申請します。

記

店名	
登録取消猶予承認通知書の文書番号・日付	第　　号 年　　月　　日
現在の登録取消猶予期間	年　　月　　日　から 年　５月３１日　まで
登録取消猶予期間の延長を申請する理由	
担当者 職名・氏名（ふりがな）	
電話番号	

第８－２号様式（第１１条の２第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

奈良県食農部
豊かな食と農の振興課長

おいしいならジビエ提供店　登録取消猶予延長承認通知書

年　　月　　日に申請のありました、「おいしいならジビエ提供店」の登録取消猶予延長承認申請につきまして、「おいしいならジビエ提供店登録規程」第１１条の２第２項に基づき、下記のとおり登録取消の猶予の延長について承認いたしましたので通知します。

記

店名	
住所	
代表者名	
登録番号	
登録年月日	年　　月　　日
延長後の 登録取消 猶予期間	年　５月３１日まで